

令和5年かすみがうら市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び再生可能エネルギービジョン策定支援業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、かすみがうら市が発注する「令和5年度かすみがうら市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び再生可能エネルギービジョン策定支援業務委託」において、プロポーザル（提案）方式を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和5年度かすみがうら市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び再生可能エネルギービジョン策定支援業務委託
- (2) 業務の内容
別添「令和5年度かすみがうら市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び再生可能エネルギービジョン策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年3月29日（水）まで

3 総事業費（上限額）

11,559,031円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 プロポーザル方式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

プロポーザルに参加を希望する者は、以下に掲げる要件を全て満たさなければならない。なお、契約締結までの間に、各項に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立がなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ではなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）

第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。

- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 過去5年間に於いて、同種の業務に携わり、完遂した実績があること。
- (7) 別紙の仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

6 プロポーザルスケジュール

項目	スケジュール
実施要領の公表	令和5年7月7日(金)
質問等の受付	令和5年7月7日(金) から令和5年7月14日(金)
質問者への回答	令和5年7月19日(水)
参加表明書の提出	令和5年7月10日(月) から令和5年7月18日(火)
提案書の提出	令和5年7月20日(木) から令和5年7月26日(水)
提案書の評価(審査)	令和5年8月8日(火) (予定)
選考結果の通知	令和5年8月14日(月) (予定)
契約の締結	令和5年8月16日(水) (予定)

7 プロポーザルの実施方法

(1) プロポーザル参加提出書

プロポーザルへの参加を申し込む者は、令和5年7月10日(月) から令和5年7月18日(火) (必着) までに、「プロポーザル参加提出書(様式1)」、「プロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る申立書(様式2)」、「類似業務の実績(様式3)」及び「会社の概要(様式6)」を、次の担当部局あて郵送(提出期間内に必着)又は電子メールにより提出すること。

(担当部局)

かすみがうら市市民部環境保全課

〒300-0192 かすみがうら市大和田562

電話 029-897-1111 FAX 029-897-1478

電子メール kankyoka@city.kasumigaura.lg.jp

(2) プロポーザル参加資格の確認

参加表明書を提出した者については、市民部環境保全課で参加提出書等の確認を行います。

※参加資格を満たしていない場合のみ、判明次第ご連絡及び通知します。

(3) 質問書及び回答

募集内容に関する質問がある場合は、質問書(様式4)を以下により提出するものとする。

なお、質問書を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

①提出期限 令和5年7月14日(金) 午後5時まで

②提出先 かすみがうら市市民部環境保全課

※電子メールで送付を原則とし、送付後、電話により連絡すること。

③回答方法等

回答日時 令和5年7月19日(水)

回答方法 質問を行った者を伏せた上で、本ホームページにて回答いたします。

電子メール kankyoka@city.kasumigaura.lg.jp

(4) 提案書等の提出

プロポーザル提出書(様式5)の提出書類等を令和5年7月20日(木) から令和5年7月26日(水) 午後5時までに、持参又は郵送により担当部局あて提出すること。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く日の午前9時から午後5時までとします。

※郵送の場合は令和5年7月26日（水）必着とし、一般書留又は簡易書留にて送付してください。

(5) プロポーザルの実施

「かすみがうら市地域温暖化対策実行計画（区域施策編）及び再生可能エネルギービジョン策定支援業務委託に係るプロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）において、提出された提案書等の説明を受け、その提案内容等について審査を行う。

8 プロポーサル提出書類および提案項目

(1) プロポーザル提出書（様式5）1部

(2) 提案書 10部（下記の事項を記載、A4版、又はA3版枚数は指定しない。）

① 提案項目（環境省から示される地方公共団体（区域施策編）策定・実施マニュアルに準拠）

- ・本市の地球温暖化防止に関するこれまでの取組状況について、各施策の実績及び目標の達成状況を整理し環境基本計画策定時の課題を踏まえつつ新たな課題を抽出
- ・本市の地域特性、計画の位置付け、役割、計画期間の整理を行い、国際的動向、国及び県の動向、多自治体等の先進事例等の地球温暖化政策情報を調査し、それらに基づき計画に反映させる事項を提案する。
- ・2013年を基準とする当市の2030年の中期目標及び2050年の長期目標カーボンニュートラルの実現を達成するための施策策定
- ・本市が保有する山間・緑地・荒廃地・市街地等の陸域、河川・湖沼等の水域における再生可能エネルギーのポテンシャルをふまえた導入条件等の再生可能エネルギー計画案策定
- ・本市の再生エネルギーの使用状況・産業構造からみた再生可能エネルギー産業発展による雇用促進の可能性・農林水産業観光業等各種産業に波及する経済効果・公共施設等活用の可能性を整理し、市民及び民間事業所と協働して取り組める重点プロジェクトの策定

② 地域温暖化対策実行計画（区域施策編）及び再生可能エネルギービジョン策定委員会及びワーキングチーム等会議への対応（委員招集・審議会とのスケジュール調整）

- ・人員配置、資料の作成、議事録作成

③ 工程計画

- ・本業務について工程表の形式で記載

④ 業務実施体制

- ・全体の指導・監督等について、人員配置や役割、業務の流れ等
- ・また、実際に業務を行う予定者、その者の担当業務、所属・役職、類似業務の経験等

⑤ 再委託の有無及び予定

※ 作成に当たっての留意事項

- ・プロポーザル提出書（様式5）の内容は、3の提案額の範囲内で提案すること。
- ・専門的な用語に偏った表現や抽象的な表現を極力排除し、可能な限り具体的で簡潔に記述すること。なお、カタログのみの提案や実現可能性の乏しい提案は行わないこと。
- ・プロポーザル提出書（様式5）に記載する事項は、契約時の仕様に盛り込むことを前提として、

確実に提案者が実現できる内容を記載すること。

・プロポーザルは1者につき1提案とする。

(3) 見積書（消費税を含む）1部

・任意様式とし内訳を付すること

9 委託業者の決定

(1) 業者選定委員会において提案内容等を総合的に勘案して、委託業者を決定する。

また、その際、見積額が総事業費（上限額）の範囲内であることとする。

(2) プロポーザルは、令和5年8月8日（火）に霞ヶ浦庁舎（大会議室）で行い、時間帯については、電子メールより通知する。

(3) 提案内容については、説明30分以内、質疑15分で予定し、追加提案の説明及び追加資料の配付は認めない。

(4) 選考結果については、かすみがうら市ホームページで公表する。

(5) 審査内容については、公表しない。また、審査結果への異議申し立ては認めない。

10 その他

(1) 契約書を作成する。

(2) 提出書類の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。

(3) 提出されたプロポーザル提出書（様式5）については、後日ヒアリングを行うことがある。

(4) 企画提案に関する費用は提出者の負担とする。

(5) 提出されたプロポーザル提出書（様式5）は、業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(6) プロポーザル提出書（様式5）に虚偽の記載をした場合には、プロポーザル提出書（様式）を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(7) 採択されたプロポーザル提出書（様式5）の著作権はかすみがうら市に帰属する。

(8) 提案の作成にあたっては、下記の①～⑦を参考とすること。

①かすみがうら市の総合計画を含む、まちづくり計画の全般

②第五次温室効果ガス排出制御実行計画（令和4年2月）

③一般廃棄物処理基本計画（令和2年3月）

④地域未来投資促進法に基づく基本計画

⑤茨城県「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第8期）」（令和4年3月）

⑥「国」や「茨城県」の参考となる上位計画

⑦かすみがうら市環境基本計画（令和5年3月）

(様式1)

プロポーザル参加提出書

令和 年 月 日

かすみがうら市長 宮嶋 謙 殿
(環境保全課扱い)

所在地
商号又は名
称代表者氏
名

令和 年 月 日付で公告のあった、令和5年かすみがうら市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び再生可能エネルギービジョン策定支援業務委託に係るプロポーザルについて、申し込みます。

担当者連絡先

氏名（ふりがな）	
所属・役職名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

(様式2)

プロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る申立書

令和 年 月 日

かすみがうら市長 宮嶋 謙 殿
(環境保全課扱い)

所在地
商号又は名
称代表者氏
名

令和 年 月 日付けで公告のあった、令和5年度かすみがうら市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び再生可能エネルギービジョン策定支援業務委託に係るプロポーザルの提出者に要求される下記の資格要件をすべて満たす者であることを申し立てます。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立がなされていないこと。
- 3 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立がなされていないこと。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ではなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。
- 5 国税及び地方税を滞納していないこと。
- 6 過去5年間において、同種の業務に携わり、完遂した実績があること。
- 7 別紙の仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

(様式3)

類似業務の実績

業務名	発注者	業務期間	業務の概要	請負金額(千円)

備考

- 1 国、地方自治体又はこれに準ずる団体が発注した実績に限る。
- 2 元請の実績に限る。
- 3 単体での受注実績に限る。
- 4 平成30年度から令和4年度の間を受注した業務に限る。
- 5 件数が多い場合、適宜行を増やして活用すること。

(様式4)

質 問 書

令和 年 月 日

かすみがうら市長 宮嶋 謙 殷
(環境保全課扱い)

所 在 地
商号又は名
称代表者氏
名

令和 年 月 日付けで公告のあった、令和5年度かすみがうら市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び再生可能エネルギービジョン策定支援業務委託に係るプロポーザルについて、質問書を提出します。

担当者連絡先

氏名（ふりがな）	
所属・役職名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

質問事項

(様式5)

プロポーザル提出書

かすみがうら市長 宮嶋 謙 殿
(環境保全課扱い)

業務名 令和5年度かすみがうら市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び再生可能エネルギー
ビジョン策定支援業務委託

標記業務について添付のとおりプロポーザル資料を提出します。

令和 年 月 日

(提出者)

所 在 地商号又は名称代表者氏名

(様式6)

会社の概要

商号又は名称			
代表者			
本社所在地			
資本金			
従業員数			
最近 5 年間の 売上・経営利益		売上高	経常利益
	年 月期		
	年 月期		
	年 月期		
	年 月期		
	年 月期		
資格・登録数			
主な業務内容			

※必要に応じて会社概要資料、パンフレット等を添付すること。

選 定 基 準

1 評価基準

評価基準				配点
技術者の技術力と実施	会社技術力	同種・類似業務の実績	業務実績について 類似：その他政策立案に関する計画の実績件数	10
	専任制	手持ち業務量 技術者の配置	手持ち業務と当該業務との重なり程度について専任性が高いか 業務に関する技術者の経験及び適正な人数配置について高く評価できるか	20
見積	業務コストの妥当性		提示した業務とかけ離れている、予算額を超えている、または提案内容に対して見積が不適切となっているなどはないか	5
提案説明書の内容	業務内容の理解度		当該業務に係る現状・課題認識が適切であり、業務の目的、条件、内容の理解度が高く、課題に対する取組方針や実施方針の妥当性が高いか	10
	業務遂行の信頼性、独創性及び実現性		当該業務に係る実施体制が適切であり、業務遂行に対する信頼性が高いか。また、新たな提案があり、また現実性の観点からもその内容が適切か	10
	調査・分析に対するリテラシーの高さ		当該業務における現状及びニーズ等の市場調査や分析を十分に活用する計画としているか	10
	地域理解度		かすみがうら市及び周辺地域の特性を考慮した内容になっているか	10
	実施方針の的確性		当該業務に係る課題認識が適切であり、課題に対する取組方針や実施方針の妥当性が高いか	10
	策定工程計画の的確性、作業量の整合性		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性、予算額に対し、作業量及び業務内容が適切か	5
担当技術者の技術力	取組意欲		技術提案に関する説明が明確であり、業務に対する取組が強く感じられたか	5
	コミュニケーション能力		質問に対する応答が明確で、かつ迅速に対応できたか	5

100点

2 選定方法

(1) 評価の方法

各社から提出された企画提案書の内容を基に、評価基準に照らして審査する。